

検察事務官（新規採用者）（総務部事件担当）



【職歴（キャリアステップ）】

R5.4 横浜地方検察庁採用（総務部事件担当）

【志望動機】

検察官のパートナーとして事件の真相解明に従事できることや再犯防止、被害者支援に係る仕事にも携われる点、また、日々高い意識と向上心を持って自分自身を成長させていくことで、治安維持という社会貢献につながる点に魅力を感じたからです。

【業務内容】

事件担当の主な業務は大きく分けて事件受理、事件処理となります。

- ①事件受理：司法警察職員（警察）等から送られてきた事件について、法律上定められた手続に従っているか、事件記録を確認して受理手続を行います。
- ②事件処理：検察官が必要な捜査を遂げた事件についての処理手続（捜査段階で作成した各種書類の点検等）や他の検察庁に事件を移送する手続等を行っています。

【仕事のやりがい・感想等】

事件受理や事件処理は正確かつ迅速な作業が求められるためプレッシャーを感じる場面が多いですが、周囲の先輩のアドバイスやサポートを受けながらもミスなく素早く業務を行えた際は、大きなやりがいと達成感を得ることができます。また捜査の入口（事件受理）と出口（事件処理）の両方を担っている部署のため、捜査段階における一連の流れを把握できるという点では大変勉強になっています。何より、検察庁職員として安心・安全で公正な社会の実現に携わることができているという点で、誇りと責任感を持って仕事に取り組むことができます。

★学生向けメッセージ★

検察庁では研修制度が充実しており、入庁してからもスキルや知識を身に付けら

れる機会がたくさんあります。そのため法律系学部出身でなくても意欲と向上心さえあれば、検察事務官として十分に活躍していただけますので、その点は安心していいと思います！

また、国家公務員というと全国転勤をイメージしがちですが、検察事務官は本人希望等にもよりますが、基本的には採用された地方検察庁の中での異動（当庁であれば神奈川県内での異動）になります。

国家公務員として専門的な職務に携わりながら、原則県をまたぐ異動がないという点は、人によっては魅力の一つになるかと思います。

法曹資格を持った検察官と一緒に仕事ができる数少ない機関でもありますので、その点を魅力に感じる方も含めて、是非説明会や官庁訪問に参加してみてください。